

労働保険の年度更新に、電子申請を利用しましょう！

年度更新期間中は、都道府県労働局等の受付窓口が混雑しますが、電子申請はいつでもどこでも待ち時間なく申請が可能です。また、前年度に入力した内容をそのまま使えるなど、新しく記入する手間を減らせます。ぜひ電子申請の利用をご検討ください！



電子申請にはメリットがたくさん！！

電子申請の進め方

事前準備

電子申請には、①電子証明書またはGビズIDの取得、②パソコンの環境設定（ソフトのインストール）など、事前準備が必要です。
電子証明書は、申請者が送信する電子データが原本であること、改変されていないことを証明するためのものです。
必要な事前準備をまとめたガイドブックを厚生労働省ホームページに掲載しています。ご参照ください！（QRコードはこちら→）



電子申請の開始に必要な初期設定のお手伝い等を、**無料**で行っています。ぜひご活用ください！
詳細は別途同封しているリーフレット、もしくは労働保険の電子申請に関する特設サイトへ！→



実際に電子申請してみましょう！

「e-Gov」電子申請から該当の手続を検索し、電子申請をしましょう。

The screenshot shows the e-Gov portal interface. A red callout box points to the '電子申請' (Electronic Application) button with the text '「電子申請」をクリック！'. Another red callout box points to the '手続検索' (Procedure Search) button with the text '「手続検索」をクリック！'. A third red callout box points to the search input field under '状況から探す' (Search by status) with the text '検索のキーワードに「年度更新申告」と入力し「検索ボタン」をクリック！'. The search input field contains the text '年度更新申告'.

具体的な電子申請の操作方法について、マニュアルを厚生労働省ホームページに掲載しています。ご参照ください！→



労働保険の電子申請が義務付けられている事業場は、 来年度（令和8年度）の年度更新から 申告書の送付がなくなります！

- 資本金が1億円を超える法人等は、その全ての事業場について、電子申請での申告が法令で義務付けられています※。
- 電子申請が義務付けられている事業場においては、来年度（令和8年度）の年度更新から、申告書の送付がなくなります。
- **ぜひ、今年度の年度更新から、電子申請を利用してください！** 電子申請の進め方は、表面をご覧ください。

電子申請の義務化とは

(電子申請が義務付けられている法人)

- **資本金、出資金または銀行等保有株式取得機構に納付する
拠出金の額が1億円を超える法人**
- **相互会社**（保険業法）
- **投資法人**（投資信託及び投資法人に関する法律）
- **特定目的会社**（資産の流動化に関する法律）

電子申請義務化の対象事業場（令和7年1月1日時点）の申告書には、以下のように「電子申請対象」と印字されています。

The image shows a sample of a labor insurance declaration form (Form No. 6, 24th issue, 25th issue, 30th issue (A) (1) (Surface)). The form includes fields for company name, employee count, and insurance type. A red box highlights a stamp that reads "電子申請対象" (Electronic Application Target). The stamp is located in the bottom right corner of the form, next to the "提出用" (For Submission) stamp. The stamp is a circular seal with the text "電子申請対象" in the center.

(電子申請が義務付けられている手続)

継続事業（一括有期事業を含む）を行う事業主による

- **年度更新に関する申告書の提出**
(概算保険料申告書、確定保険料申告書、一般拠出金申告書)
- **増加概算保険料申告書の提出**

※ 以下に該当する場合は、電子申請によらない方法により申告が可能です。所管の都道府県労働局労働保険徴収課（室）へご相談ください。

- (1) 電気通信回線の故障や災害などの理由により電子申請が困難と認められる場合
- (2) 労働保険事務組合に労働保険事務が委託されている場合、単独有期事業を行う場合、年度途中に保険関係が成立した事業において、保険関係が成立した日から50日以内に申告書を提出する場合